

茨城県病院局財務会計システム機器 賃貸借契約書

賃借人 茨城県病院局（以下「甲」という。）と賃貸人 （以下「乙」という。）
とは、次の条項により財務会計システム機器 1 式の賃貸借契約を締結する。

（目的）

第 1 条 乙は、その所有する別紙仕様書の機器等（以下「賃借機器」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

（賃借機器の設置場所）

第 2 条 賃借機器の設置場所は、茨城県病院局経営管理課（水戸市笠原町978-6）、茨城県立中央病院（笠間市鯉淵6528）、茨城県立こころの医療センター（笠間市旭町654）、茨城県立こども病院（水戸市双葉台3-3-1）とする。

2 甲は、乙の了解を得たうえで、甲の負担により、賃借機器の設置場所を変更することができるものとする。

（契約期間）

第 3 条 賃貸借の期間（以下「契約期間」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日までとする。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削減があった場合は、甲は、この契約を解除することができるものとする。

（賃借料）

第 4 条 機器の賃借料は、月額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

ただし、乙の責めに帰すべき事由により甲が賃借機器を使用できなかった期間がある場合は、当該期間の属する月の分の賃借料の月額、上記の月額に当該月の日数に対する甲が賃借機器を使用した日数の占める割合（その割合に小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた割合）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 賃借料は、経済情勢の急激な変動その他のやむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議のうえ、これを変更できるものとする。

（賃借料の支払）

第 5 条 乙は、四半期ごとに、当該四半期分の賃借料の支払を、当該期間の経過後に書面により請求し、甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に賃借料を支払うものとする。

2 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の賃借料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、賃借料に、政府契約の支払 遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

(賃借機器の管理)

第6条 甲は、賃借機器を、善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

(賃借機器の保守)

第7条 乙は、賃借機器が当初の機能を保つよう、自己の負担において所定の保守及びライセンス更新等を行うものとする。ただし、甲の故意又は過失によって修理又は調整の必要が生じた場合に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の規定による保守を保守会社に委託することができるものとする。

3 乙は、第2項の規定により委託を受けた保守会社に第18条及び第19条の規定を遵守させなければならない。

4 賃借機器が正常に使用できない場合は、乙は、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

(賃借機器の瑕疵等)

第8条 賃借機器に隠れた瑕疵があった場合は、甲は、直ちに書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、直ちに乙の責任において賃借機器を正常に使用できるように修繕し、又は修復するものとする。

3 前項の規定による修繕又は修復に要する一切の費用は、乙の負担とする。

4 賃借機器に重大な瑕疵があり、その修繕又は修復が困難な場合は、甲は、乙に確認を求めたうえで、この契約を解除することができる。

5 第2項の規定による修繕若しくは修復又は前項の規定による契約の解除により甲に損害が生じたときは、甲は、乙にその損害の賠償を請求できるものとする。

(賃借機器の滅失等)

第9条 賃借機器について、滅失、盗難、損傷その他の事故により、乙の所有権が回復する見込みがない場合又は修繕若しくは修復が困難な場合は、甲は、乙に確認を求めたうえで、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じたときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。ただし、当該滅失、損傷等が甲の故意又は過失によるものではないときは、この限りでない。

(賃借機器の現状変更)

第10条 甲は、賃借機器について次の行為をするときは、あらかじめ、文書により乙の承諾を得るものとする。ただし、その必要がないと乙が認めたものについては、この限りでない。

(1) 装置、部品、付属品等を賃借機器に取り付け、賃借機器から取り外し、又は取り替えること。

(2) 賃借機器を改造すること。

(3) 設置場所を変更するとき

(保険)

第11条 乙は、契約期間中、継続して賃貸借機器に動産総合保険を付するものとする。

2 前項の動産総合保険契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が故意又は過失によって賃借機器に損害を与えた場合は、甲に対しその賠償を請求することができる。

2 前項の規定による賠償の金額は、甲乙協議して定めるものとする。この場合において、前条の動産総合保険で補てんされる金額は、この損害額から控除するものとする。

3 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(賃借機器の譲渡時の措置)

第13条 乙は、この契約期間中に賃借機器を第三者に譲渡し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ甲の同意を得たうえで、甲が賃借機器をこの契約と同一の条件で利用できるよう措置するものとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(契約の解除)

第15条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に違反したときは、書面により通告したうえで、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除により損害が生じたときの賠償に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(機器の返還等)

第16条 甲は、賃借機器を返還するときは、甲の費用をもって付加財産を取り払い、機器を原状に回復するものとする。ただし、甲乙協議のうえ、現状のまま返還することができる。

2 この契約の終了に伴い生じた機器の運送の経費その他の機器の返還に要する経費は、乙の負担とする。

3 前条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙に賃借機器を返還するものとし、これに要する費用は、契約解除に至った責めを負うものが負担するものとする。

4 賃借機器の返還に際し、乙は、甲の指定する場所でハードディスク内の一切の情報を消去しなければならない。この場合において、乙は、情報を消去した後、データ消去証明書を甲に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、この契約の履行により知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県病院事業管理者
軸屋 智昭

乙

別記

特 記 事 項

1 乙の責務

この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

この契約を履行するため個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

なお、収集した個人情報は、契約の終了後、甲に返還すること。

3 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集し、又は作成した個人情報は、この契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 複写又は複製の禁止

この契約を履行するに当たって取り扱う個人情報が記録された帳票等(磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体を含む。以下同じ。)は、複写し、又は複製しないこと。

5 返還義務

この契約を履行するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、契約期間の終了後、速やかに甲に返還すること。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示に従うこと。